

第1章 知的財産とは

知的財産¹とは下記のものについていう。

以下に、知的財産の活用に当たり、特に留意すべき経営資源（収益の源泉）としての特質、財産権としての特質、公開性等について記す。

- ① **特許，実用新案，意匠，植物の新品種，著作物など**，人間の創造的活動により生み出されるもので，産業上利用可能なもの。
- ② **商標，商号など**，事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの。
- ③ **営業秘密など**，事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。

※ 上記のうち，特許庁の所管である**特許，実用新案，意匠及び商標**に関する**権利を産業財産権**という。

知的財産は創造的なアイデアや努力，営業活動の積み重ねによって得られるものであり，そのオリジナリティや信用によって収益の源となりうるものである。

その一方で，知的財産は他者による模倣が容易であるという面を有している。もし無制限に模倣が許され，模倣者も収益を得ることができるとすれば，得られるはずの収益が奪われてしまい自ら知的財産を生み出した努力が報われないこととなってしまふ。そのため，特許法やその他の法律によって知的財産権として保護し，知的財産権を利用できるのは権利者と権利者から許諾を得た者に限ることとしている。

同時に，知的財産権の内容は原則として公開特許公報やその他の公報などによって一般に公開される。この公開された内容が特許などの技術に関する情報の場合は，技術内容が広く知られることによって，これを土台にさらなる技術の発展が促進されることとなる。公開された内容が意匠（デザイン）や商標などの場合

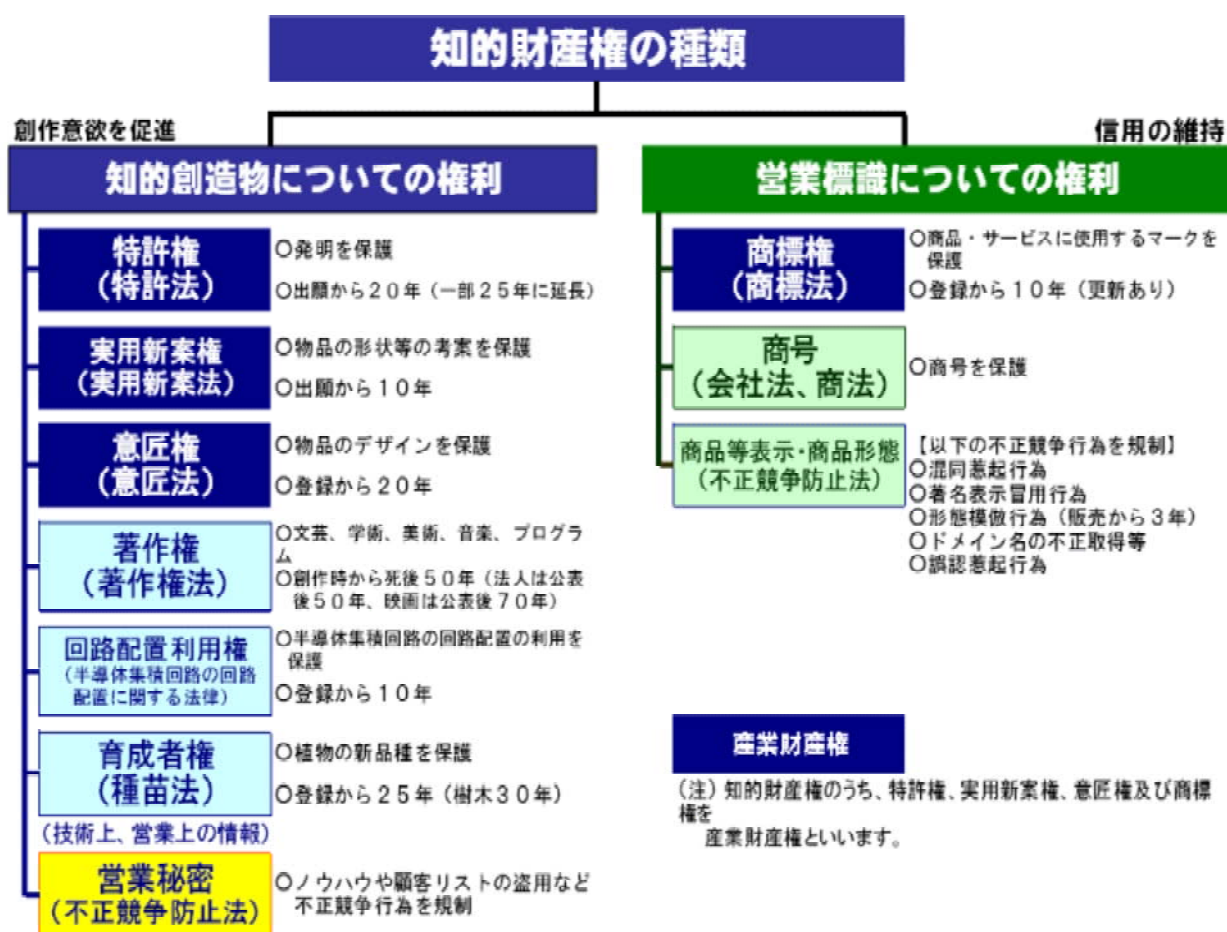
1 **知的財産** 知的財産基本法の第2条において、『「知的財産」とは，発明，考案，植物の新品種，意匠，著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて，産業上の利用可能性があるものを含む。），商標，商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。』とされている。

また，「知的財産権」とは同条第2項において，「特許権，実用新案権，育成者権，意匠権，著作権，商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」とされている。

は、公開することによって同様のものが重複して生み出されることを防ぐことができる。

このように、知的財産権は、権利者に産業上の利用を独占させる代わりに、その内容を一般に公開するという特質を有している。

また、営業秘密（ノウハウ）のように知的財産権として権利化せずに秘密として保護されるものもある。この営業秘密についても自らの経営資源として戦略的に活用すべきであることから知的財産とされている。



資料：特許庁ホームページ